

令6福個答申第3号
令和7年1月7日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(総務企画局人事部労務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 永 星 浩 一
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、令和5年5月10日付け総労第20号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第177号

「特定会議の開示請求者に関する個人情報」の一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「特定会議の開示請求者に関する個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）により非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る一部開示決定処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(2) 審査請求の経過

① 令和5年2月3日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「福岡市職員賞罰分限審議会の開示請求人に関する情報」

② 令和5年2月14日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、「令和4年度 第2回 福岡市職員賞罰分限審議会付議事案について（諮問）（以下「本件記録1」という。）」、「令和4年度 第2回 福岡市職員賞罰分限審議会付議事案（以下「本件記録2」という。）」、「令和4年度 第2回 福岡市職員賞罰分限審議会議事録（以下「本件記録3」という。）」及び「令和4年度 第2回 福岡市職員賞罰分限審議会付議事案について（意見具申）（以下「本件記録4」という。）」を特定し、本件記録1から本件記録4の各一部を条例第20条第2号、第5号又は第6号に規定する非開示情報に該当するとして非開示とし、その余の部分を開示する本件処分を行った。

③ 令和5年4月12日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和6年9月18日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件個人情報が記録された公文書の特定について

本件審査請求とは別に市に対して分限処分の取り消しを求める訴訟を行ってお

り、当該訴訟において、本件開示請求で開示されなかった書類が書証として提出されているため、他に対象文書があるのではないか。

② 保有個人情報該当性について

自分以外の第三者の処分に関する部分が被覆されているが、当該第三者が受けた処分との比較衡量が必要になるため、開示を求める。

③ 非開示部分について

ア 非開示部分に関する情報は、福岡市人事委員会に対する審査請求における答弁書等で別途開示済みであるため、条例第20条第5号又は第6号に規定する非開示理由には当たらない。

イ 仮に本件処分に係る答弁書等が別文書であったとしても、当該文書を開示することが非開示理由に当たるか否かの主張立証を行っていない。

ウ 行政処分たる分限処分は単なる「人事管理に係る事務」には該当しない。分限処分の基準及び適用内容は人事に係る事務ではなく、行政処分基準に該当する。これを公開しないことは却って「公平かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ」がある。

エ 特別評価を含む人事評価や懲戒処分については、基準が明示されているにもかかわらず分限処分の基準だけが公表できないというのは条理に反する。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和6年8月28日の当審議会審査請求部会における意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件個人情報が記録された公文書の特定について

別件訴訟で、審査請求人に関する人事評価に関する文書や、事情聴取に関する資料なども証拠として提出しているが、賞罰分限審議会の審議に必要な情報については本件記録2に記載しているため、これらの資料は賞罰分限審議会の審議では使用していない。

② 保有個人情報該当性について

本件記録1から本件記録4の審査請求人以外の第三者の処分事案に関する情報については、文書として審査請求人に関する情報と一体で不可分であり、かつ、明らかに本件開示請求の対象文書ではないと判断したことから、そのすべてを被覆した。

③ 非開示部分について

ア 本件記録2について

非違行為等の認定理由を記載した箇所については、単なる事実関係だけではなく、実施機関が事実関係を確認するうえでどのような調査を行っているか、調査によって確認した事実を実施機関がどう評価するかをあわせて記載しており、これらを開示することによって、実施機関の調査や事実認定が阻害されるなどの可能性があるため、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第6号エに基づき非開示としている。

第三者の証言内容については、開示することで、開示されることをおそれた関係者が証言を躊躇するなどして、今後有用な証言を得られなくなる可能性があることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第20条第6号エに基づき非開示としている。

過去の処分例及び分限処分の基準となる量定、斟酌要素、結論について、過去の処分例はそれぞれの事案について処分を実施した際に公表しているものではあるが、開示することにより、どの事案を参考にし、本件事案における処分の量定を決定するかなどといった、処分に当たっての実施機関の考え方が明らかになり、意図的に処分を免れようとする者が現れるおそれがある。また、分限処分の基準となる量定、斟酌要素、結論については、開示することで、処分の量定の決定に当たり、実施機関が考慮する事項など、処分に当たっての実施機関の考え方が明らかになり、意図的に処分を免れようとする者が現れるおそれがあることから、それぞれ公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第20条第6号エに基づき非開示としている。

管理監督者に対する措置について、理由に関する部分は、開示することによって、措置の量定の決定に当たって、実施機関が考慮する事項など、措置に当たっての実施機関の考え方が明らかになり、意図的に措置を免れようとする者が現れるおそれがあることから、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第20条第6号エに基づき非開示としている。また、措置の内容に係る部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例第20条第2号に基づき非開示としている。

イ 本件記録3について

審議に係る委員の個人名及び発言内容に関する非開示部分のうち、委員の個人名は、開示することによって、外部からの圧力や報復をおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例第20条第5号に基づき非開示としている。

委員の発言内容についても、審議に係る発言内容については、詳細に内容を記載しており、発言内容のみをもって個人を特定され、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、更には、発言内容から、処分を検討するに当たっての実施機関の考え方などが明らかになり、意図的に措置を免れようとする者が現れるおそれがあることから、条例第20条第5号及び第6号に基づき非開示としている。

なお、審査請求人に対する分限処分は開示請求前に行われているが、今後、同種の事案が発生した場合において、開示された内容から、自己に不利な評価を免れるための措置を講じる職員が出てくるおそれがあるため、非違行為の適正な評価が困難になると判断し、非開示とした。

ウ 分限処分の取り消しを求める審査請求との関係について

審査請求人からは、分限処分の取り消しを求める審査請求もなされており、実施機関が人事委員会に対して、本件開示請求の対象文書と同じ賞罰分限審議

会の資料について、非開示とした箇所を全て開示したうえで書証として提出しているが、審査請求人に対して任意でこれらの資料を提供したのではなく、あくまでも、審査請求人に対する分限処分の取り消しを求める審査請求の手続きの中で、実施機関が行った処分の正当性を主張する必要性が生じたため、あえて被覆せずに書証として提出したものである。

なお、実施機関が、当該不利益処分に関する審査請求に係る答弁書等を提出したのは令和〇年〇月〇日であり、本件処分を行った令和5年2月14日時点では、審査請求人が「別途開示済み」であると主張する情報は開示していない。

エ 分限処分に関する基準の行政処分該当性について

行政手続法第12条第1項において、行政庁が処分基準を定め、公にしておくことが努力義務であるとして規定されているものの、同法第3条第1項第9号において、公務員の身分に関してされる処分は、同法第12条第1項の適用を除外されている。従って、公務員の身分に関してなされる処分の基準である、懲戒処分や分限処分の基準は、審査請求人が主張するような、公にしなければならないものには該当せず、実施機関がこれらを公にしなかったとしても、違法な点はないものと判断している。

なお、実施機関は、懲戒処分に関する透明性の確保や、非違行為に対し、厳正かつ公正に対処すること、不祥事の発生を抑止する目的から、懲戒処分に関する基準を定め、公開することとしている。

一方で、分限処分は懲戒処分と異なり、勤務実績の不良や心身の故障などの状況から処分を行うものであって、職員個人の状況に応じた個別の検討が必要であり、画一的な基準を外部に公表することが困難であることから、公表していない。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の争点について

実施機関は、本件個人情報として、本件記録1から本件記録4を特定し、条例第20条第2号、第5号及び第6号に該当することを理由に、その一部を非開示としている。

審査請求人は、自身が原告となる別件訴訟において実施機関が提出した資料が含まれていない等を主張するとともに、実施機関がその一部を非開示とした本件記録1から本件記録4の非開示部分の開示を求めているものと解される。

当審議会では、実施機関が本件記録1から本件記録4を本件個人情報として特定した妥当性並びに当該非開示部分の条例第20条第2号、第5号及び第6号の各該当性について、以下検討する。

(2) 本件個人情報の特定の妥当性について

① 本件個人情報が記録された公文書の特定について

本件開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄には、「福岡市職員賞罰分限審議会の開示請求人に関する情報」と記載されている。

福岡市賞罰分限審議会規程（昭和31年達甲第5号）第2条によれば、賞罰分限審議会は、市長の諮問に応じ、職員の分限事案や懲戒事案について審議し、その意見を市長に具申することとされている。

実施機関に確認したところ、賞罰分限審議会への諮問に関する公文書として本件記録1を、審議に使用する公文書として本件記録2を、審議の議事録として本件記録3を、意見具申に関する公文書として本件記録4を特定したとのことである。

また、別件訴訟においては、審査請求人に関する人事評価に関する文書や、審査請求人に対する事情聴取の記録なども証拠として提出しているが、賞罰分限審議会の審議に必要な情報については本件記録2に記載しているため、これらの資料は賞罰分限審議会の審議では使用していないとのことであった。

以上の実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すような特段の事情も認められないことから、本件個人情報が記録された公文書として、実施機関が本件記録1から4を特定したことは妥当である。

② 保有個人情報該当性について

実施機関は、本件記録1から本件記録4のうち下表の部分については、審査請求人以外の職員についての付議事案であって、本件保有個人情報ではないとして、特定した公文書から除外する趣旨で被覆を行っている。

対象文書	実施機関が被覆した部分
本件記録1	諮問文書に記載された審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称
本件記録2	表紙に記載された審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称 審査請求人以外の職員に係る付議事案の検討資料（表題の一部を除く）
本件記録3	審査請求人以外の職員に係る付議事案について審議された部分
本件記録4	意見具申文書に記載された審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称、所属、氏名、量定、結果

そこで、当審議会では、本件記録1から本件記録4の公文書ごとに記載された情報の内容のほか、公文書の構成や作成の目的を考慮した上で、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

ア 本件記録1について

本件記録1を見分したところ、賞罰分限審議会あての諮問文書及びその決裁用紙から構成された一体の公文書であることが認められる。

また、氏名その他の審査請求人を識別できる記載はないが、他の情報と照合することにより審査請求人を識別することができることから、公文書全体として審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

イ 本件記録2について

本件記録2を見分したところ、表紙、審議案件1（1頁から22頁）及び審

議案件 2（23 頁から 32 頁及び別紙）により構成された公文書であることが認められる。

そのうち審議案件 2 については、審査請求人以外の職員についての付議事案であって、氏名その他の審査請求人を識別できる記載もなく、他の情報と照合することにより審査請求人を識別できる記載もない。

また、審議案件 2 は、審査請求人以外の職員の非違行為について懲戒処分の要否等を検討することを目的に、審査請求人に係る審議案件 1 とは別個に作成されたものの、二つの事案を令和 4 年 12 月 20 日に開催された賞罰分限審議会ですべて併せて審議する際の便宜から、1 冊の付議資料として編綴されたものであることが認められる。

そうすると、記載内容に加え、その作成目的を考慮しても、審議案件 2 に記載された情報が、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

ウ 本件記録 3 について

本件記録 3 を見分したところ、令和 4 年 12 月 20 日に開催された賞罰分限審議会の議事録として作成された一体の公文書であることが認められる。

また、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別できる記載はないが、他の情報と照合することにより審査請求人を識別することができることから、公文書全体として審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

エ 本件記録 4 について

本件記録 4 を見分したところ、賞罰分限審議会からの意見具申文書及びその決裁用紙から構成された一体の公文書であることが認められ、氏名その他の記載により審査請求人を識別することができることから、公文書全体として審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

以上のことから、本件記録 2 のうち審議案件 2 については、実施機関の被覆の方法は別としても、審査請求人を本人とする保有個人情報から除外するとした判断自体は妥当であるが、それ以外の部分については、本来、条例第 20 条各号の非開示理由に基づき被覆を検討すべきものであるから、本件決定において実施機関が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとした部分と併せて、以下、条例第 20 条各号に定める非開示理由の該当性を検討することとする。

(3) 非開示部分の条例第 20 条該当性について

① 非開示部分について

審査請求人を本人とする保有個人情報について、実施機関が被覆した部分及びその根拠は下表のとおりである。

対象文書	被覆した部分	被覆した根拠
本件記録 1	(諮問文書) ・ 審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称	保有個人情報非該当
本件記録 2	(表紙) ・ 審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称	保有個人情報非該当

	(審議案件1) ・非違行為の認定理由 ・審査請求人以外の第三者の証言内容 ・処分の量定決定に当たっての考慮点 ・管理監督者に対する措置の理由及び内容	第6号 第6号 第6号 第2号、第6号
本件記録3	(審議案件1についての議事) ・審議に係る委員名及び委員の発言内容 (審議案件2についての議事) ・審議に係る委員名及び委員の発言内容	第5号、第6号 保有個人情報 非該当
本件記録4	(意見具申文書) ・審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称 所属、氏名、量定、結果	保有個人情報 非該当

② 条例第20条各号の定めについて

第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分等、同号ただし書アからエに規定する一定の場合を除いて、非開示とする旨定めている。

第5号は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

第6号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

③ 審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称等について

審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称等について当審議会において見分したところ、本件記録1及び本件記録2（表紙部分）の非開示部分には、審査請求人以外の職員に係る付議事案の名称が記載されており、直ちに特定の個人を識別することができることまではいえないが、被処分者の情報が身分上の処遇に関するものであって、個人としての名誉、資質等にかかわりプライバシー性の高い情報であることから、被処分者と特定の関係を有する者が保有している情報も「他の情報」に含めて解釈することが適当であり、当該他の情報と照合することで被処分者を特定することができるかと解される。

また、本件記録4の非開示部分には、被処分者の所属、氏名、処分の量定、審議結果が記載されており、氏名その他の記載により被処分者を特定することができることが認められる。

そのため、これらの非開示部分はいずれも第2号本文に該当するが、一方で、実施機関に確認したところ、懲戒処分を行った際には被処分者の所属局、役職、処分の内容、事案の概要等の一定の情報については公表を行うとともに、公文書公開請求においても同様の情報を公開しているとのことであった。

そうすると、実施機関において公表されている情報については、第2号ただし書アに規定する、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するため、別表に掲げる部分については、開示することが妥当である。

④ 非違行為の認定理由について

実施機関は、非違行為の認定理由を記載した部分について、単なる事実関係だけではなく、調査方法や、調査によって確認した事実をどう評価するかもあわせて記載しており、これらを開示することによって、実施機関の調査や事実認定が阻害されるなどの可能性があるため、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第6号エに該当すると主張している。

当審議会において見分したところ、本件記録2の開示部分において、非違行為の事実認定に当たっての調査方法や、本人の発言及び発言に対する実施機関の評価が記載されており、非開示部分を開示したとしても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、別表に掲げる部分については、条例第20条第6号エには該当せず、開示することが妥当である。

⑤ 審査請求人以外の第三者の証言内容

実施機関は、審査請求人以外の第三者の証言内容を記載した部分について、これらを開示することで、開示されることをおそれた関係者が証言を躊躇するなどして、今後有用な証言を得られなくなる可能性があるため、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第6号エに該当すると主張している。

福岡市職員以外の第三者に対する事情聴取は、実施機関がこれを強制しうるものではなく、当該第三者の任意の協力をもとに行われるものであり、真実や心情等を率直に述べてもらうためには、証言内容は秘密にすることが前提とされていると考えられ、本件事案についても同様であったものと考えられる。

そうすると、証言内容を開示することで、開示されることをおそれた関係者が証言を躊躇するなどして、今後有用な証言を得られなくなる可能性があり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第20条第6号エに該当し、非開示とすることが妥当である。

⑥ 処分の量定決定に当たっての考慮点

実施機関は、過去の処分例や斟酌する要素など、処分の量定決定に当たっての考慮点を開示することにより、処分に当たっての実施機関の考え方が明らかになり、意図的に処分を免れようとする者が現れるおそれがあるため、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第6号エに該当すると主張している。

これに対し審査請求人は、分限処分の基準及び適用内容は、行政処分の基準に該当することから、これを公開しないことは、却って公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると主張している。

まず、実施機関が主張するとおり、行政手続法に基づき処分基準を公にしておく努力義務の対象に、公務員の身分に関してされる処分は含まれない。

その上で、実施機関が懲戒処分等を行うに当たって具体的にどのような点を重視し、いかなる事情を有利あるいは不利に斟酌し、どのような考察を経て最終的な量定に至ったかなどの考慮点やその過程は、すべての個別の事案ごとにそれぞれ微妙に異なるものである。

そうすると、これらの情報を開示した場合には、各事案に関与した当事者や関係者がそのことを十分に理解せず、自らに下された量定内容に対し、少なからざる誤解を生じ、混乱を招くことが予想され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第20条第6号エに該当し、非開示とすることが妥当である。

その一方で、別表に掲げる部分については、処分についての検討結果が記載されているのみであり、開示したとしても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、開示することが妥当である。

⑦ 管理監督者に対する措置の理由及び内容

実施機関は、管理監督者に対する措置について、措置の理由に関する部分は、開示することによって、措置に当たっての実施機関の考え方が明らかになり、意図的に措置を免れようとする者が現れるおそれがあるため、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第6号エに該当すると主張するとともに、措置の内容に関する部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であることを理由として、条例第20条第2号に該当すると主張している。

措置の理由については、上記⑥と同様に、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第20条第6号エに該当し、非開示とすることが妥当である。

また、措置の内容に関する部分は、管理監督者の身分上の処遇に関するものであって、条例第20条第2号エに規定する公務員等の職務遂行の内容に係る部分ではないため、非開示とすることが妥当である。

⑧ 賞罰分限審議会での審議に係る委員名及び発言内容

実施機関は、賞罰分限審議会の議事録について、発言した委員名は、開示する

ことによって、外部からの圧力や報復をおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから条例第20条第5号に該当し、また、審議に係る委員の発言内容は、発言内容のみをもって個人を特定され、更には、発言内容から、処分を検討するに当たっての実施機関の考え方などが明らかになり、意図的に処分を免れようとする者が現れるおそれがあること、そして、今後同種の事案が発生した場合においても同様のおそれがあるため、条例第20条第5号及び第6号に該当すると主張する。

そこで、当審議会としてはまず、非開示部分の条例第20条第6号該当性について検討を行うこととする。

当審議会において見分したところ、議事録には、付議事案について発言した委員名及びその発言内容が逐語的に記載されるとともに、斟酌すべき事情など処分量定の考慮点に関する発言などが混在して記載されていることが認められる。

そうすると、非開示部分を開示することで今後も、委員が自由かつ率直な発言を差し控え、賞罰分限審議会において十分に議論を尽くすことが困難となって、その結果、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は否定しがたく、条例第20条第6号エに該当し、非開示とすることが妥当である。

このことは、実施機関が審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして被覆した、審議案件2に関する議事についても同様であるが、議事の進行に関する発言委員名と発言内容、実施機関において公表されている事案の名称については、条例第20条第6号エには該当しないことから、別表に掲げる部分については、開示することが妥当である。

なお、実施機関は、条例第20条第5号の規定にも該当する旨を主張しているが、上記のとおり非開示部分は、別表に掲げる部分を除き、条例第20条第6号に該当すると認められることから、その該当性については、当審議会において重ねて判断しないものとする。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件記録2は審査請求人が原告となる特定訴訟において、証拠として提出され、審査請求人に対し既に開示されていることから、これを開示すべきである旨を主張する。

当審議会において、実施機関から提示を受けた特定訴訟の証拠説明書等を確認したところ、本件記録2は令和〇年〇月〇日に特定地方裁判所に提出されたことが認められるが、本件開示請求に対し、実施機関は令和5年2月14日付けで本件処分を行っていることから、本件処分時には本件記録2は特定地方裁判所に提出されておらず、審査請求人に対しても開示されていないことが認められる。

また、本件記録2は、上記訴訟における立証上・防御上の必要性から提出されたものであり、特定訴訟に証拠として提出されたことのみをもって、条例第20条第6号の該当性を否定することはできない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は、当審議会の上記判断を左右するも

のではない。

(5) 付言

当審議会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。

本件決定において実施機関は、審査請求人以外の職員についての情報について、本件個人情報ではないとして、特定した公文書から除外する趣旨で黒塗りにして被覆を行っている。

条例第2条第3号において、保有個人情報は公文書に記録されているものとされているが、本件記録2のように、異なる目的で別個に作成された複数の公文書が編綴される場合など、保有個人情報が公文書単位とはならない場合も考えられる。

令和5年4月1日以降は、保有個人情報の開示請求は個人情報保護法に基づき行われていることから、国の解釈も参考にするなどして、保有個人情報開示において対象となる保有個人情報の単位と個人情報が記載された公文書の単位が異なる場合にも、適切な保有個人情報の特定や被覆がなされるよう意見する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年5月10日	審査庁から諮問
令和5年7月14日	実施機関から弁明意見書を受理
令和5年10月2日	審査請求人から反論意見書を受理
令和6年7月24日（第256回審査請求部会）	審議
令和6年8月28日（第257回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和6年9月18日（第258回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和6年10月16日（第259回審査請求部会）	審議
令和6年11月20日（第260回審査請求部会）	審議
令和6年12月18日（第261回審査請求部会）	審議

別表（開示することが妥当である部分）

対象文書	該当部分	開示すべき部分
本件記録 1	諮問文書	13行目のうち2～26文字目 14行目のうち9～12文字目
本件記録 2	表紙	8行目のうち2～26文字目 9行目のうち14～17文字目
	審議案件 1 についての議事（非違行為の認定理由）	4 ページのうち24～36行目、5 ページのうち1～17行目）、6 ページのうち16～23行目、8 ページのうち19～24行目、20 ページのうち3～6 行目
	審議案件 1 についての議事（処分の量定決定に当たっての考慮点）	18ページのうち7～8 行目
本件記録 3	審議案件 2 についての議事	5 ページのうち1 行目、2 行目（1・2 文字目、16～29文字目）、3 行目、5 行目、23行目（1～3 文字目）、27行目（1～3 文字目）、30行目（1～3 文字目） 6 ページのうち3 行目（1～3 文字目）、9 行目（1～3 文字目）、15行目（1～3 文字目）、20～22行目
本件記録 4	意見具申文書	15行目のうち2～26文字目、16行目のうち3～6 文字目、17・18行目の表中、「所属」のうち、1～3 文字目、14・15文字目、「量定」、「結果」